# 令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱

砥部町告示第９９号
令和６年３月２７日

（趣旨）

第１条　この告示は、砥部町補助金等交付基準第６条に基づき、町の農林水産業の振興を図るため、農林水産振興関係団体が行う振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、農林水産振興関係団体育成費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業種目及び交付率）

第２条　この告示により、交付金を交付する農林水産振興関係団体及び交付率（交付単価）は、別表に定めるところにより、予算の範囲内とする。

（交付金の交付申請）

第３条　交付金の交付を受けようとする農林水産振興関係団体は、交付金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　その他、町長が必要と認める書類

（交付金の交付決定）

第４条　町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して、農林水産振興関係団体に対し、交付金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（交付金の交付変更承認申請）

第５条　交付金の交付決定通知を受けた者（以下「交付事業者」という。）が、交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）について、交付金額の増減があるときは、あらかじめ交付金交付変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、変更内容が適当と認めたときは、交付金変更交付決定通知書（様式第４号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付事業の中止及び廃止）

第６条　交付事業者は、交付事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　交付事業者は、交付事業が完了した日から起算して 10 日以内又は令和７年３月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第６号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付金の確定）

第８条　町長は、前条の事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、交付金交付確定通知書（様式第７号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第９条　前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた交付事業者は、交付金精算払請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第 10 条　町長は、前条の請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。

（交付金の概算払）
第 11 条　町長は、前２条の規定にかかわらず、交付事業の実施上必要と認めたときは、交付金の一部又は全部を概算払することができる。
２　概算払を受けようとするときは、交付金概算払請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。
（指導監督）
第 12 条　町長は、交付事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。
（交付決定の取消し等）
第 13 条　町長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付金の交付がなされているときは、町長はその全部又は一部の交付金の返還を命ずることができる。
⑴　この告示及び交付金交付の条件に違反したとき。
⑵　この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
⑶　交付金をこの告示の目的以外の用途に使用したとき。
⑷　その他交付事業の施行について、不正の行為があったとき。
（その他）
第 14 条　この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

| 事業種目 | 交付対象経費又は<br>交付対象農林水産振興関係団体 | 交付率<br>（交付単価） | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| ⑴<br>有害鳥獣捕獲対策事業 | 鳥獣による農作物の被害を最小限におさえるため、狩猟期間以外に有害鳥獣を捕獲するのに要する経費 | イノシシ（銃）<br>20,000円/頭<br>イノシシ（罠）<br>10,000円/頭<br>シカ（銃）<br>20,000円/頭<br>シカ（罠）<br>10,000円/頭<br>カラス<br>1,000円/羽<br>サル<br>30,000円/頭<br>その他の獣類<br>2,000円/頭<br>捕獲事業費補助<br>（１支部）30,000円/年<br>実弾（実費） | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条第１項の許可を受けたものに限る。 |
| ⑵<br>外郭団体等活動支援事業 | 以下の外郭団体・グループが行う活動に要する経費<br>・生活研究グループ連絡協議会<br>・青年農業者協議会<br>・認定農業者協議会<br>・グリーン・ツーリズム推進協議会 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑶<br>森林組合育成事業 | 砥部町森林組合が行う活動等、組織運営に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑷<br>緑の少年団活動事業 | 緑の少年団が行う活動に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑸<br>間伐材出荷促進事業 | 森林の保全と健全な育成を図るため間伐を実施し、その間伐材を砥部町森林組合を通して出荷を行うのに要する経費 | 間伐材出荷事業量<br>1,100円/㎥以内かつ予算の範囲で定める額 | |
| ⑹<br>林業事業体人材育成事業 | 林業事業体（(株)グリーンキーパー）が実施する人材育成に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑺<br>水産動植物増殖事業 | 水系維持促進のため、重信川水系及び肱川水系で、以下の団体が行う稚魚の放流に要する経費<br>・重信川漁業協同組合<br>・肱川漁業協同組合 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑻<br>自然薯生産販売促進事業 | 町の特産品である自然薯の生産販売を促進するため広田自然薯組合が行う活動に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑼<br>集落営農組織育成事業 | 農地の保全と生産性向上のため、川井営農組合が行う活動に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |
| ⑽<br>六次産業化推進事業 | ひろた地域づくり協議会が推進する六次産業化に要する経費 | 予算の範囲で定める額 | |

様式第１号(第３条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名

# 交　付　金　交　付　申　請　書

令和６年度において、農林水産振興関係団体育成費交付金の交付を受けたいので、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第３条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

(添付書類)
・事業計画書
・収支予算書

1　事業計画書(実績)

| 事業名 | 予定期日<br>(実施日) | 場　所 | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| | | | |

２　収支予算書(精算)

収入の部

| 区　分 | 本年度予算<br>(本年度精算額) | 前年度予算<br>(本年度予算額) | 比較増減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

支出の部

| 区　分 | 本年度予算<br>(本年度精算額) | 前年度予算<br>(本年度予算額) | 比較増減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | |

様式第２号(第４条関係)

砥部町指令　砥農林第　　号
令和　　年　　月　　日

(事業主体)
様

砥部町長

# 交　付　金　交　付　決　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日付けで交付金交付申請のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり交付金を交付します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

様式第３号(第５条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名

# 交 付 金 交 付 変 更 承 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令　砥農林第　　号で交付金交付決定通知のあった農林水産振興事業を別添のとおり変更したいので、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　変更前（金　　円）
　　変更後　金　　円

３　交 付 金　　変更前（金　　円）
　　変更後　金　　円

(添付書類)
・交付申請の例による。
　この場合、変更前と変更後の内容を容易に比較対照できるように変更部分を２段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第４号(第５条関係)

砥部町指令　砥農林第　　号
令和　　年　　月　　日

（事業主体）
様

砥部町長

# 交　付　金　変　更　交　付　決　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日付けで交付金交付変更承認申請のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり交付金を変更して交付します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

様式第５号(第６条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名

# 事 業 中 止(廃止)承 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令　砥農林第　　号で交付金交付決定通知のあった農林水産振興事業を中止(廃止)したいので、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

４　中止(廃止)の理由

５　中止の期間(廃止の時期)

様式第６号(第７条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名

# 事　業　実　績　報　告　書

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令　砥農林第　　号で交付金交付決定通知のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

４　事業の成果

(添付書類)
・交付申請の例による。

様式第７号(第８条関係)

砥農林第　　号
令和　　年　　月　　日

(事業主体)
様

砥部町長

# 交　付　金　交　付　確　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日付けで交付金実績報告のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付金を確定します。

記

１　事業種目

２　事 業 費　　金　　円

３　交 付 金　　金　　円

様式第８号(第９条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名　　㊞

# 交 付 金 精 算 払 請 求 書

令和　　年　　月　　日付け、砥農林第　　号で交付金確定通知のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付金交付請求額　　金　　円

内訳

| | |
|---|---|
| 交付確定通知額 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |

様式第９号(第 11 条関係)

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

団体名
住　所
氏　名　　㊞

# 交 付 金 概 算 払 請 求 書

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令　砥農林第　　号で交付金交付決定通知のあった農林水産振興事業について、令和６年度砥部町農林水産振興関係団体育成費交付金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付金概算払交付請求額　　金　　円

内訳

| | |
|---|---|
| 交付決定通知額 | 円 |
| 概算払受領済額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |